4. 5. 22
219

五月十七日付

日本大衆党除名取下ニ付ニ就テ指令ノ件、

日本大衆党常任中央執行委員会（旧日方党系除部ノミ）ニ於テ十六日午後二時党内攪乱者トシテ平野外四名ヲ除名取下ニ付ニ就テ各支部ノ動揺防止ノ対策トシテ常任執行委員会名ヲ以テ別紙ノ通リ指令（五月十六日付）ヲ発シタリ。

財團
法人